

せいかつ ほ ご かんが かた

生活保護をお考えの方へ

せいかつ ほ ご

1 生活保護とは

せいかつ ほ ご せいど にっぽんこくけんぽうだい じょう せいかつ ほ ご ほう りねん もと しさん のうりよく

生活保護制度は、日本国憲法第25 条 や生活保護法の理念に基づき、資産や能力などを活用しても生活に困窮する方（世帯）に対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立した生活が送れるよう支援する制度です。

せいかつ ほ ご ようけん み かぎ びょうどう う せいかつ こま

生活保護は要件を満たす限り、どなたでも平等に受けることができます。生活に困っている、生活保護を申請したいと思ったら、ご相談ください。

ぼうりょくだんいん たい げんそく せいかつ ほ ご てきよう

※暴力団員に対しては、原則として生活保護は適用されません。

けんぽうだい じょう	こくみん けんこう ぶん か てき さいていげん ど せいかつ いとな けん り ゆう
憲法第25 条	国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
せいかつ ほ ご ほうだい じょう	この法律は、日本国憲法第25 条 に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
生活保護法第1 条	

せいかつ ほ ご しゅるい

2 生活保護の種類

せいかつ ふじょ じゅうたく ふじょ きょういく ふじょ いりよう ふじょ かいご ふじょ きゅうふ

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助などの給付があります。

せいかつ ひつよう おう だい てんきょ ひつよう ばあい てんきょひよう ちりよう

このほか、生活の必要に応じて、ふとんやおむつ代、転居が必要な場合の転居費用、治療

ひつよう ばあい だい にゅうがくじゅんびきん きゅうふ ばあい

が必要な場合のメガネやコルセット代、入学準備金などが給付される場合があります。

くわ せいかつ ほ ご けつていご ふくしじむしょ

（詳しくは、生活保護の決定後に福祉事務所へおたずねください。）

3 保護費の決め方

生活保護は世帯単位で行われます。国が定める保護基準によって計算された世帯の最低生活費と、世帯のすべての収入（給料、児童手当などの手当、仕送り、年金、保険金など）とを比べ、その足りない分を保護費として支給します。

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

〔収入が最低生活費に満たないとき〕

保護が受けられない場合※

〔収入が最低生活費を上回るとき〕

最低生活費	
収入	

※収入が最低生活費を超える場合は、原則、生活保護を受けることはできません。

4 保護の要件

生活保護は、資産や能力など、あらゆるものを活用することが求められます。

※要件を満たしていない場合であっても、生活保護の申請はいつでも可能です。

○資産の活用

預貯金、生命保険、自動車、高価な貴金属、利用していない土地や家屋などがあれば、売却するなどして生活費に充ててください。

ただし、居住用の土地や家屋、生命保険や自動車などは保有が認められる場合があります。詳しい内容につきましては、福祉事務所へおたずねください。

○能力の活用

働くことが可能であれば、その能力に応じて働いてください。

○あらゆるものの活用

ほかの法律や制度で給付を受けられるものがあれば、それらの給付を受ける手続きをしてください。

（年金、児童手当などの手当、失業給付金、生命保険（給付金、解約金）など）

○扶養義務者からの扶養

親族などから援助を受けることができる場合は、可能な範囲で援助を受けてください。

ただし、親族からの援助の可否は生活保護の要否判定には影響しません。

5 生活保護の決定まで

相談	あなたの世帯の事情や困っている状況を聞きします。相談で聞きした内容についての秘密は守りますので、ご安心ください。 病気などで相談に来られない場合などは、電話での相談もできます。
申請	生活保護を申請したいという意思がある方は、どなたでも申請できます。 申請書類の書き方は職員が説明します。 何らかの事情で申請書を記入できないときは、扶養義務者の方などが代理で申請書を記入していただくことも可能です。
調査	申請の手続きが済むと、保護が受けられるかどうか、また、どの程度の保護費が必要かなどについて調査します。(⇒「6 調査の内容」)
決定	あなたの世帯が生活保護を受けられるかどうかを決定し、原則、申請から14日以内(調査に日時を要する場合には最大30日以内)に通知します。

6 調査の内容

○生活状況に関する調査

福祉事務所の担当員があなたのお宅にうかがい、生活実態や生活状況を確認します。

○資産に関する調査

預貯金、年金や手当の受給状況、生命保険の契約、土地や家屋の所有を確認します。

○扶養義務調査(扶養照会)

扶養義務者に対し、扶養やその他の支援ができないか確認を行います。

とい じどうしゃ ほゆう ばいきゃく
(問)自動車保有していますが、売却しなければならぬのでしょうか？

こたえ じどうしゃ せいかつ ほ ご せいどじょう ばいきゃく かつよう しゃん い じ ひ けいぞくてき ひつよう
(答)自動車は生活保護の制度上、売却して活用すべき資産であり、維持費を継続的に必要と

することからも、原則として、保有・使用は認められていません。

ただし、次の場合には例外的に保有・使用を認められることがあります。

しょう かた つういん つうきん ていきてき じどうしゃ ひつよう ばあい
・障がいのある方の通院や通勤などのために定期的に自動車を必要とする場合

しごと つごう じどうしゃ ひつよう ばあい
・仕事の都合により自動車を必要とする場合 など

げついない しごと かいし ほ ご じりつ み こ ばあい
・おおむね6か月以内に仕事を開始し、保護から自立することが見込まれる場合(ただし、

ばあい ほゆう にちじょうせいかつ しょう
この場合、保有はできますが日常生活での使用はできません。)

じばいせきほけん にんいほけん かにゅう ひつよう い じ ひ じしん かくじつ
いずれも、自賠責保険、任意保険への加入が必要であり、維持費についても、ご自身で確実

み こ かた かぎ
にまかなえる見込みがある方に限られます。

とい しんぞく れんらく と ふようぎ む ちょうさ おこな
(問)親族に連絡を取ってほしくないのですが、それでも扶養義務調査を行うのでしょうか？

こたえ ふようぎ む しゃ かた つぎ ばあい きほんてき ちょうさ おこな
(答)扶養義務者の方が、次のような場合などについては基本的に調査を行いません。

せいかつ ほ ご じきゅうしゃ さいいじょう こうれいしゃ みせいねんしゃ ちょうきにゆういんかんじゃ しゃかいふくしせつにゆうしょしゃ
・生活保護受給者、70歳以上の高齢者、未成年者、長期入院患者、社会福祉施設入所者

ねんていどうりゅう だんぜつ ぎゃくたい とくべつ じじょう ばあい
・10年程度交流が断絶している、またはDVや虐待など、特別な事情がある場合

と あ さき お問い合わせ先

す ず か し しゃかいふくしじむしょ ほ ご か
鈴鹿市 社会福祉事務所 保護課

〒513-8701

す ず か し か ん べい っ ち ょ う め ば ん ご う へ い じ つ
鈴鹿市神戸一丁目18番18号 (平日 8:30~17:15)

で ん わ ち ょ う つ う
電話(直通) 059-382-7640

ファックス 059-382-7607